

令和4年度第3回公平委員会会議録

- 1 日 時 令和4年10月17日(月) 午前10時から午前10時10分まで
- 2 場 所 木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室
- 3 出席者 〔委員〕 渡邊委員長、露崎委員、川名委員
〔事務局〕 曾田書記長、鈴木書記、高梨書記

4 議 題

- (1) 委員長の選挙について
- (2) 委員長代理の指定について

5 概 要

(1) 議事

(曾田書記長)

皆様、こんにちは。

公平委員会事務局書記長の曾田と申します。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

皆様にご案内のとおり、白石哲也元委員長の任期満了に伴いまして、10月1日から、新たに渡邊秀孝委員が公平委員会委員に就任いただいております。

本日は、委員長の選挙及び委員長代理委員の指定を行っていただくわけですが、初めての顔合わせとなる方もいらっしゃることから、まず、自己紹介を行いたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、委員任期の長い、川名委員から自己紹介をお願いいたします。

(各委員、各事務局職員)

<自己紹介>

(曾田書記長)

それでは、ただ今から、公平委員会会議を開催するわけですが、渡邊委員が選任されまして、これが初めての委員会であり、まだ、委員長が決まっておりません。

まず、この委員長の選挙を行っていただきますが、議事進行につきましては、委員長代理委員の露崎委員をお願いいたします。

(露崎委員)

委員長が選任されるまで、その職務を行いますので、ご協力のほどよろしくお願
いいたします。

それでは、早速でございますけれども、ただ今の出席委員数は、3名でございます。
定足数に達しておりますので、公平委員会会議を開会いたします。

それでは、「委員長の選挙について」を議題に供します。

木更津市公平委員会規則第2条は、委員長の選挙を規定しております。

ただちに、委員長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、「投票」・「指名推選」のいずれの方法によりますが、
今回は、指名推選としたいと考えます。いかがでしょうか。

(川名・渡邊委員)

異議なし

(露崎委員)

ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたします。

どなたを指名推選いたしますか。

(川名委員)

渡邊委員を委員長に推薦いたします。

公平委員の権限の最大の特徴は、行政機関でありながら、法に照らして判断する、
司法に準じた機能を有するといったことが確か記されていたかと思えます。

それを考えますと、法の専門家である弁護士の渡邊委員が適任ではないでし
ょうか。ぜひ渡邊委員に委員長をお願いしたいと存じます。

(露崎委員)

ただ今、川名委員から渡邊委員をと発言がございました。

お諮りいたします。

渡邊秀孝委員を委員長とすることにご異議ありませんか。

(川名・渡邊委員)

異議なし

(露崎委員)

ご異議なしと認め、渡邊委員を委員長とすることに決定いたします。

それでは、渡邊委員には、委員長席へご移動いただき、就任のご挨拶をお願いいた
します。

(渡邊委員長)

<渡邊委員長の挨拶>

(渡邊委員長)

続きまして、「委員長代理委員の指定について」を議題としてあげさせていただきます。

委員長代理委員につきましては、地方公務員法第10条第3項の規定によりまして、委員長が指定することとなっておりますので、引き続き、露崎和夫委員にご指定をさせていただきますと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(川名委員・露崎委員)

異議なし

(渡邊委員長)

ご異議なしと認め、露崎委員を委員長代理委員とすることに決定いたします。他に議題がないということであれば、本日の公平委員会会議は終了といたしますが、事務局から何かございますでしょうか。

(曾田書記長)

<今後の予定について説明>

(渡邊委員長)

それでは、以上をもちまして公平委員会会議を終了いたします。

上記会議録を証するため、下記署名をいたします。

令和4年10月17日

委員長

渡邊 秀孝

委員

露崎 和夫

委員

川名 真木子